

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	29,183	30,389		
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,408	2,392		
うち、利益剰余金の額	26,872	28,092		
うち、外部流出予定額(△)	96	95		
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	883	738		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	883	738		
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	94	106		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	30,160	31,234		
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	232	185		
うち、のれんに係るものの額	—	—		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	232	185		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	0		
適格引当金不足額	—	—		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—		
前払年金費用の額	—	—		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—		
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—		
特定項目に係る10%基準超過額	—	—		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—		
特定項目に係る15%基準超過額	—	—		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	241	186		
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	29,919	31,047		
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	306,454	293,785		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 901	△ 637		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425		
うち、上記以外に該当するものの額	523	787		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,422	14,240		
信用リスク・アセット調整額	—	—		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	320,877	308,025		
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.32%	10.07%		

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	306,454	12,258	293,785	11,751
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	287,633	11,505	271,633	10,865
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	826	33	823	32
地方三公社向け	305	12	353	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,731	1,509	35,524	1,420
法人等向け	101,972	4,078	96,484	3,859
中小企業等向け及び個人向け	67,134	2,685	61,779	2,471
抵当権付住宅ローン	6,329	253	6,005	240
不動産取得等事業向け	45,152	1,806	44,568	1,782
三月以上延滞等	1,993	79	1,680	67
取立未済手形	40	1	35	1
信用保証協会等による保証付	3,117	124	2,399	95
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,709	228	7,079	283
出資等のエクスポージャー	5,709	228	7,079	283
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,319	692	14,649	585
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,057	202	4,358	174
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,466	58	242	9
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,420	336	7,673	306
② 証券化エクスポージャー	730	29	1,171	46
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	730	29	1,171	46
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,227	729	20,879	835
ルック・スルー方式	18,227	729	20,879	835
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	523	20	787	31
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	765	30	738	29
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,422	576	14,240	569
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	320,877	12,835	308,025	12,321

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%